

条件付一般競争入札参加資格確認申請書受付票

業務名 橋梁点検業務（朝日・櫛引・羽黒・藤島庁舎管内）

令和 年 月 日 提出

1 受付番号 _____（受付者が記入）

2 申請者名（設計共同体名） _____

3 関係書類の有無 *該当するものに○印をつけること。

(1) 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第1号） _____

(2) 設計共同体協定書の写し（様式第2号） _____

(3) 設計共同体協定書第8条第2項に定める出資比率の写し並びに企業体組織表及び編成表（様式第2号関係別紙1、別紙2） _____

(4) 同種業務の実績調書（様式第3号） _____

【①TECRIS 完了時の業務カルテ または ②契約書の写し及び業務内容のわかる書類（設計書、仕様書等）】

(5) 配置予定技術者調書（様式第4号） _____

【配置予定技術者に対する実績要件なし】

【① 技術士：資格証及び登録部門科目を証する書類などの写し、②R C C M、土木学会認定上級土木技術者：合格証又は登録証などの写し、③コンクリート診断士・土木鋼構造診断士：登録証などの写し、④道路橋点検士等その他要件に該当する資格の登録証などの写し、⑤山形県開催の橋梁点検研修受講修了証の写し】

(6) 委任状（設計共同体の代表者の権限に係るもの） _____

様式第1号（設計共同体）

令和 年 月 日

鶴岡市長 皆川 治 様

設計共同体 名 称 ○○○○設計共同体

代表者 所在地、商号又は名称及び代表者氏名 印

構成員 所在地、商号又は名称及び代表者氏名 印

構成員 所在地、商号又は名称及び代表者氏名 印

一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書

○年○月○日付けで公告のありました下記の業務委託に係る入札参加資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 業務委託名

- 2 添付書類
 - (1) 設計共同体協定書（様式第2号）
 - (2) 委任状
 - (3) 同種業務の実績調書（様式第3号）及び実績を証する書類
 - (4) 配置予定技術者調書（様式第4号）及び資格等を証する書類

設計共同体協定書

（目的）

第 1 条 当設計共同体は、橋梁点検業務（以下「業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第 2 条 当設計共同体は、〇〇設計共同体（以下「設計共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 設計共同体の事務所を（所在地）に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 設計共同体は、令和〇年〇月〇日に成立し、業務の委託契約の履行後 3 ヶ月を経過する日をもって解散する。

2 業務を受託することができなかつたときは、設計共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第 5 条 設計共同体の構成員は、次のとおりとする。

所在地	（所在地）	商号又は名称	（商号又は名称）	代表者	（代表者氏名）	市内企業
所在地	（所在地）	商号又は名称	（商号又は名称）	代表者	（代表者氏名）	市内企業
所在地	（所在地）	商号又は名称	（商号又は名称）	代表者	（代表者氏名）	専門企業

（代表者の名称）

第 6 条 設計共同体は、（商号又は名称）を代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 代表者は、業務の履行に関し、設計共同体の代表として権限を行なうことを名義上明らかにした上で、鶴岡市及び監督官庁等と折衝する権限並びに関係する書類の提出、受託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び設計共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員である企業は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し鶴岡市と折衝等を行う権限を、代表者である企業に委任するものとする。なお、設計共同体の解散後、代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し鶴岡市と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務等）

第 8 条 構成員が分担して履行する業務は、次のとおりとする。但し、業務の一部につき鶴岡市と契約

内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

(分担する業務名) (商号又は名称)

(分担する業務名) (商号又は名称)

(分担する業務名) (商号又は名称)

2 前項に規定する業務に係る出資比率（以下「出資比率」という。）については、次条に規定する運営委員会において協議し別に定め、協定書の写しとともに別紙1の写しを発注者へ提出するものとする。

また変更契約によって出資比率に変更が生じたときは再度運営委員会において協議を行い、別紙1の写しを再度発注者に提出するものとする

(運営委員会)

第9条 設計共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、次に掲げる事項を協議の上決定するものとする。

(1) 組織及び編成

(2) 業務の基本に関する事項

(3) 資金管理方法及び設計共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項

2 前項第1号については、契約時に別紙2により、同項第2号及び第3号については、運営委員会の協議後、発注者へ提出するものとする。また、発注者の求めるところにより業務の履行状況を報告するものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表等によりそれぞれの分担業務等の進捗を図り、業務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 設計共同体の取引金融機関は、(金融機関名、本・支店名)とし、設計共同体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務等を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務等に関し、鶴岡市及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する設計共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、設計共同体が業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、鶴岡市の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務等を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び鶴岡市の承認を得て、新たな構成員を設計共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務等を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 設計共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(商号又は名称) 外○社は、上記のとおり本協定を締結したので、その証拠としてこの協定書(構成員数)を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持する他、委託契約書に写しを添付するものとする。

令和 年 月 日

設計共同体の名称

代表者	(所在地)	(商号又は名称及び代表者)	印
構成員	(所在地)	(商号又は名称及び代表者)	印
構成員	(所在地)	(商号又は名称及び代表者)	印

設計共同体協定書第 8 条第 2 項に定める出資比率

鶴岡市発注に係る橋梁点検業務については、設計共同体協定書第 8 条第 2 項の規定により、当設計共同体構成員が分担及び協力して履行する業務に係る出資比率を次のとおり定める。

記

1 出資比率

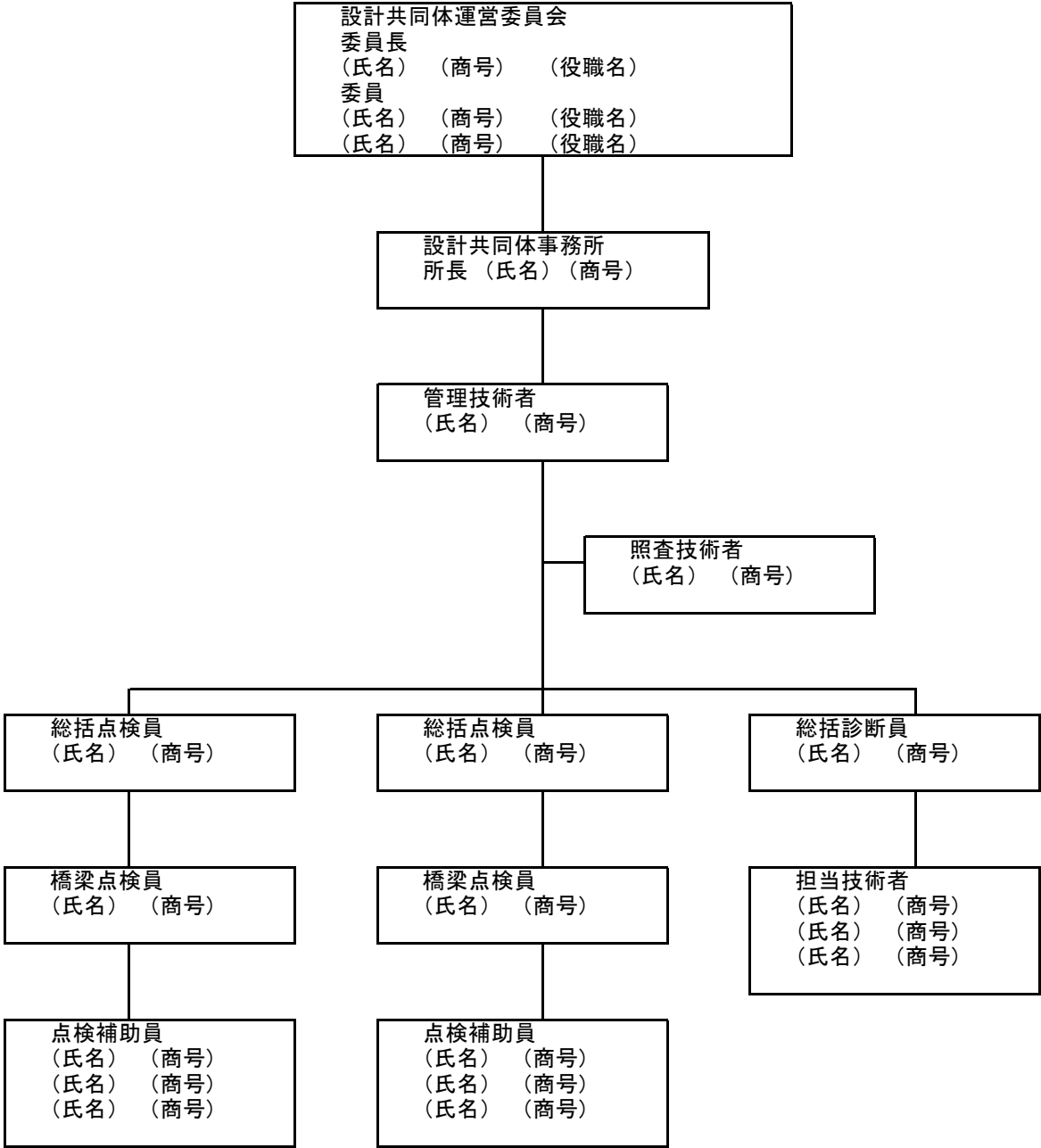
〇〇〇の〇〇業務	〇〇株式会社	〇〇%
〇〇〇の〇〇業務	〇〇株式会社	〇〇%
〇〇〇の〇〇業務	〇〇株式会社	〇〇%

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担及び協力して履行する業務に係る出資比率を定めたので、その証拠として本書（構成員数）を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

			令和	年	月	日
〇〇設計共同体						
代表者	〇〇株式会社	代表取締役	〇〇〇〇			印
構成員	〇〇株式会社	代表取締役	〇〇〇〇			印
構成員	〇〇株式会社	代表取締役	〇〇〇〇			印

(注 1) 業務委託料に対するそれぞれの構成員の出資比率は各々 20% 以上とする。

設計共同体組織及び編成表



配置予定技術者調書

構成員名：

（設計共同体名： ）

配置予定技術者	管理技術者・照査技術者・総括点検(診断)員・橋梁点検員・点検補助員・担当技術者
---------	---

配置予定者の氏名		生年月日	年 月 日
最終学歴		法令による 資格・免許	

（業務実績の概要）

業務名		発注機関名	
業務場所		契約金額	(千円 千円)
工 期		従事役職	
業務内容			

業務名		発注機関名	
業務場所		契約金額	(千円 千円)
工 期		従事役職	
業務内容			

- （注1） 「配置予定技術者」の欄は、記載する技術者を○で囲むこと。
- （注2） 入札公告で入札参加条件として、配置予定技術者の業務実績を求めている場合は、「（業務実績の概要）」の欄は記入しなくてもよい。
- （注3） 業務実績は、技術者毎に2件まで記載できる（1件でも構わない）。なお、入札参加条件を満たすものが1件以上あれば参加資格を認める。
- （注4） 共同方式の場合の契約金額欄については、全体契約金額のほか、分担業務に係る価額を（ ）書きで記載すること。
- （注5） 本業務を受注した場合に、配置予定の技術者について、記入すること。なお、複数の候補技術者がある場合はその者毎に作成すること。
- （注6） 「法令による資格・免許」の欄には、当該業務に係る資格を記載するとともに、資格を証する書類の写しを添付すること。
- （注7） 業務の実績を証する書類として以下のいずれかの書類を添付すること。
 ①TECRIS登録における完了時の業務カルテ
 ②契約書の写し及び業務内容のわかる書類（設計書、仕様書等）
- （注8） 配置予定技術者の資格を証する書類として以下のいずれかの書類を添付すること。
 ①技術士の場合は、資格証及び登録部門科目を証する書類などの写し。
 ②RCCM、土木学会認定上級土木技術者の場合は、合格証又は登録証などの写し。
 ③コンクリート診断士、土木鋼構造診断士の場合は、登録証などの写し。
 ④道路橋点検士等その他要件に該当する資格の場合は登録証の写し。
 ⑤山形県開催の橋梁点検研修受講修了証の写し。

令和 年 月 日

（商号又は名称 代表者氏名） 様

鶴岡市長 皆川 治

入札参加資格確認結果通知書

先に確認申請のあった下記の業務委託に係る入札参加資格の審査結果を、下記のとおり通知します。

記

公 告 日	令和 年 月 日	
業務委託名		
入札参加資格 の有無 及びその理由	有 ・ 無	
	入札参加資格がないと認めた理由	

（注）入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた詳細理由について、令和7年8月4日午後4時までに書面により鶴岡市土木課へ説明を求めることができます。

令和 年 月 日

（商号又は名称 代表者氏名） 様

鶴岡市長 皆川 治

入札参加資格が無いと認めた理由に係る説明書

申請のありました に係る条件付き一般競争入札参加資格について、入札参加資格が無いと認めた理由は下記のとおりです。

記

- 1 広 告 日 年 月 日
- 2 業 務 名
- 3 参加資格が無いと認めた理由に係る説明

年 月 日

鶴岡市長 皆川 治

印

代表者氏名

委託名

[illegible]

設計図書に関する回答書

年 月 日

様

鶴岡市長 皆川 治

委託名

[illegible]

委任状

年 月 日

鶴岡市長 皆川 治 様

設計共同体の名称
設計共同体構成員

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

印

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

印

私は、下記の設計共同体代表者を代理人と定め、当設計共同体が存続する間、鶴岡市との契約について、次の権限を委任します。

- 1 見積及び入札に関すること。
- 2 契約締結に関すること。
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関すること。
- 4 支払い金の請求及び領収に関すること。
- 5 支払い期日の到来した利札の請求及び領収に関すること。
- 6 復代理人の選任に関すること。

受 任 者
設計共同体代表者

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

印

受任者使用印鑑

(設計共同体用)

業務委託契約書

委託業務の名称			
委託業務の場所			
履行期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
業務委託料	¥		
	内訳	委託代金 ¥ 消費税額及び地方消費税額 ¥	
契約保証金		前払金	

上記の委託業務について、発注者と受注者とは、鶴岡市契約に関する規則及び別紙土木設計等業務委託契約約款に定める諸条項を遵守することによって委託契約を締結し、ほか 者は、別紙設計共同体協定書により共同連帯して、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、契約締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市
鶴岡市長

印

受注者	所在地 名 称
代表者	住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名

印

(設計共同体用)

業務委託第 回契約変更書

委託業務の名称		
委託業務の場所		
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで	
原業務委託料に対する増減額	増減	¥
	内訳	委託代金 ¥ 消費税額及び地方消費税額 ¥
委託業務内容		

上記の委託業務について、 年 月 日締結した委託契約の条件中、上記のとおり契約を変更する。

本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

発注者 鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市
鶴岡市長 印

受注者 所在地
名 称
代表者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名 印